

令和5年度 第2回大島町農業委員会総会議事録

令和5年度定例大島町農業委員会が、令和5年5月24日（水）午前10時より大島町役場3階第3会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

- | | | | | |
|--------|--------|--------|---------|---------|
| 1、新保鐵雄 | 2、向山吉昭 | 3、中拂晶 | 4、五十嵐初代 | 5、笠間隆夫 |
| 6、三田一也 | 7、春木望 | 8、中山定彦 | 9、中村富長 | 10、山本政一 |

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- | | |
|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、澤田波夫 |
|--------|--------|

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農業委員 山本政一 農地利用最適化推進委員 欠席無し

4、出席職員は次の通り

中田太 産業課長
山田貴訓 農業係長
青木陽尚 主事

5、付議された案件

日程第1： 農地の権利移動の許可について

日程第2： その他

6、本日の書記は次の通り

主事 青木陽尚

向山議長 それでは、令和5年度第2回大島町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は10名中9名、欠席委員は1名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進委員の方は2名中2名参加して頂いています。それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

ありがとうございます。異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は5番委員と6番委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の青木氏を指名いたします。よろしくお願いします。それでは日程第1、「農

地の権利移動の許可について」について議案第2、3号上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局(青木) はい、説明いたします。農地の権利移動の許可について、まず、議案第2号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□□、〇〇、▲歳。譲渡人は□□▲-▲-▲、〇〇、▲歳。申請地は、□□▲番▲、□□▲番▲、□□▲番▲、□□▲番▲、□□▲番▲。面積は▲平方メートル、▲平方メートル、▲平方メートル、▲平方メートル、▲平方メートルでございます。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、譲渡人である〇〇より申請地を無償にて取得し、椿を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者1名です。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□▲-▲は□□から□側へ▲メートル程進んだ□側に位置します。□□▲-▲は□□から□側へ▲メートル程進んだ□側に位置します。□□▲-▲は□□から□側に約▲メートル進み、□折し、約▲メートル進んだ□側に位置します。また、□□▲-▲は▲-▲から▲メートル程進んだ□側に位置します。□□の土地は□□の□側に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。説明は以上です。

向山議長 はい、ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して地区担当委員の方から補足説明等ございましたらお願いいたします。

中山委員 はい、8番。

向山議長 はい、8番。

中山委員 それでは私、中山から補足説明いたします。場所については、事務局説明のとおりです。また議案第2号の譲受人の〇〇さんから許可申請について、私中山と令和5年5月20日に、地区担当委員である向山委員、中村委員の3人、事務局青木さんと申請者の〇〇さんの5名で現地の確認調査、見回りをしました。その結果、3委員共に申請通り異議なしという判断にいたっております。先ほども言いました通り譲渡人である本人は東京に居まして、息子さんの代となり大島に帰ってこないため、農地を残してくれないかという事がありまして〇〇さんが無償で譲り受けるというものです。今回申請地は5か所ありますので順番に説明いたします。まず▲番▲は、普通畑で家庭用水道も農業用水道も入っておりません。将来は全部小さい低木を植えると言っていました。現状も椿が植わってありました。周りの防風林は椿で、あとは針葉樹で杉みたいなのが植わっています。▲番▲は、10年くらい放置してあったようで、今は荒地になっております。申請地は普通畑なのですが、基本的にやはり椿を植栽していくそうです。こちらも農業用水道も家庭用水道も入っておりません。▲番▲は普通畑です。□側が山林と宅地、□側が普通畑と宅地、□側が普通畑、□側が宅地と普通畑です。現場は綺麗になって椿が植わってありました。▲番▲も普通畑で申請地は普通畑ですね。□側も普通畑、□側が宅地です。▲番▲は農振畑ですが、現在は荒廃しています。□側が農振畑。□側は塀で区切られており、〇〇さん。それから□側は財産区の土地があります。以上です。

向山議長 ありがとうございます。ただいま地区担当委員からの補足説明について何かありますか。

笠間委員 はい。

向山議長 はい、5番。

- 笠間委員 聞き逃したので再度教えてください。この□□の土地は家が建っているのですか。
- 中山委員 家が建っており、〇〇さんの親類の方が住んでいます。
- 笠間委員 この宅地の所有者の許可がないと農地へいけないですね。
- 向山議長 一旦休憩とします。ちょっと休憩しますね。
(～休憩中～)
- 向山議長 再開します。
- 事務局(青木) 先ほどの□□▲ー▲の土地は宅地の裏の畑でして、そこに通ずる道が無いことから家の庭を通っていかなければいけないという所で、その宅地についても今回申請人である〇〇さんが譲り受けるという事ですので特に問題はございません。
- 向山議長 はい。どうもありがとうございました。
- 中山委員 じゃあ了解という事ですね。よろしいですか。
- 向山議長 それでは只今の件につきまして賛成の議案の通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員 挙手)
- 向山議長 全員賛成ですので日程第1、議案第2、「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認します。ありがとうございました。
- 中山委員 ありがとうございました。
- 向山議長 続きまして、議案第3号につきまして事務局の方から説明の方よろしく願いいたします。
- 事務局(青木) はい。議案第3号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□□▲、〇〇、▲歳。譲渡人は□□、〇〇、▲歳。申請地は、□□▲ー▲。面積は▲平方メートルでございます。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、譲渡人である〇〇より申請地を有償にて取得し、ハラン、タマシダ、アジサイを栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者1名です。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□の□側にある□□から□□に▲メートル程進んだ□側に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。説明は以上です。
- 向山議長 ありがとうございました。ただいまの3号議案については私が補足説明いたします。議案3号、農地法第3条「農地の権利移動の許可」について補足説明いたします。令和5年5月20日土曜日。私、中村委員、中山委員、事務局川島さん、申請人〇〇さんの5名にて申請地の現地確認、調査、見回りをしました。その結果3委員共申請通り異議なしと認めましたので各委員の方々もよろしく願いいたします。申請地の周りは椿、雑木に覆われる防風林となっており、海岸から離れており塩害も考えられません。近隣の土砂、雨水の流出も土手になっており、考えられません。ここへは農業用水は入っていないのですが、家庭用水道は布設されています。入り口付近はハランが主で、中に行くと間口5メートル、奥行き約15メートル。22ミリメートルのパイプで1棟ハウスが建っています。ビニールが剥がれており、パイプだけの状態でした。ハウス内は何も植わっておらず更地になっています。ハウスの横にムベがなっていて、後は半分くらい昔の千両の設備がありました。現在、千両は無く、ハランになっています。後はヤシヤの

木の影の所にハランが植わっています。申請地は普通畑で□側は普通畑と農振畑。□側は普通畑と宅地。□側は農振畑。□側は普通畑と農振畑になっております。場所等は先ほど事務局が説明した通りです。以上で補足説明を終わります。この件につきまして何かありますか。無いようでしたらそれでは採決に入りたいと思いますがよろしいですか。
(～はいの声 多数～)

向山議長 この件に関して賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員 挙手)

向山議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので「農地の権利移動の許可」については、原案のとおり承認することといたします。それでは日程第2、「その他」に入ります。

笠間委員 ちょっと待った。ここから出来れば休憩にしてちょっと良いですか。

向山議長 はい。一旦休憩します。
(～休憩中～)

向山議長 休憩を解きます。再開します。何か他にご意見はございますか。

五十嵐委員 はい。

向山議長 はい。4番

五十嵐委員 ちょっと聞かれたのですが、リスの籠の設置場所を申請するのに地図が変わったそうで、それがとても細かくて分かりづらいそうです。だからもうすこし簡単なものにして出来ないかという話が私の所に来まして、一応それだけは言ってほしいという事なのでお願いします。

事務局(課長) 細かすぎるという事ですか。

五十嵐委員 はい。細かくて年寄りには分かりづらいと言っていました。検討してください。

事務局(課長) 様式は変わったのですが、内容的には今までと一緒なので、今までもメッシュでこの地区ですっていうのを入れてくださいという様式だったので特に何も変わっていないです。

五十嵐委員 そうなのですね。私は様式を見ていないので分からないのですけどね。

事務局(課長) ちゃんと書いてくれている人の方が少ないみたいなので。

五十嵐委員 そういう話だったもので。一応お話だけはしておこうと思ひまして。

事務局(山田) その捕獲場所をメッシュに入れ込む事によってその生息数とか捕獲状況とかのデータ取りも兼ねていますのでそこはご協力お願いしますというところです。簡易にすることはありません。

五十嵐委員 はい。分かりました。

事務局(青木) すみません。事務局から1点お願いいたします。以前、葡萄の栽培の候補地という事でお話を頂いておりまして、何件かご紹介頂いた場所を無事に一覧にしまして、その栽培したい方に共有させて頂きました。ご協力ありがとうございました。

笠間委員 何箇所くらい。

事務局(青木) 7、8箇所くらいだったはずです。

笠間委員 ありがとうございます。

向山議長 何かございますか。ないようでしたら、これを持ちまして第2回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員